千葉市・千葉県提案

令和８年８月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について

令和８年８月１３日に発生した令和８年８月千葉豪雨は、全国で初めて「レベル５大雨特別警報」が発表され、県内各地において観測史上最大の降雨をもたらし、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

特に今般の豪雨においては、アンダーパス等の道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化した。また、線状降水帯の発生に伴う急激な状況変化により、多くの住民が避難や移動を余儀なくされる事態となった一方、移動そのものが危険となる場面も生じた。

また、浸水想定区域外に所在する医療機関や社会福祉施設等においても浸水被害が発生するなど、都市機能を支える重要施設にも影響が及んだ。

現在も被災自治体においては、復旧・復興に取り組んでいるところであり、国による支援も進められているが、令和８年８月だけでも、千葉豪雨のほか、石川県や富山県、福井県でも「レベル５大雨特別警報」が発表され、その後も全国で相次いで豪雨の被害が発生している。近年、気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発し、その被害も激甚化しており、これまでの想定を上回る豪雨が各地で常態化する状況となっている。こうした豪雨による被害は、もはや一時的な異常気象ではなく、新たな気候環境のもとにおける災害リスクとして捉える必要があり、従来の対策の前提や考え方についても見直すことが求められている。

殊に、人口や都市機能が高度に集積し、我が国の経済活動や広域ネットワークを支える首都圏において大規模な都市型水害が発生した場合、その被害は被災地域にとどまらず、通勤・通学、物流、企業活動、医療・福祉、行政サービス等の社会経済活動全般に広範かつ深刻な影響を及ぼすおそれがある。このため、国民の生命と財産を守るとともに、社会経済活動の維持・継続を図るため、平時及び発災時の対策の見直しを含め、新たな気候環境への適応を前提とした総合的かつ計画的な対策に取り組んでいく必要がある。

ついては、以下の８点を要望する。

（帰宅困難者対策への支援）

1　首都圏においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保に向けて対応している。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われることへの懸念が障壁となり、特に民間施設の確保が十分に進まなかったこと等から、今般の豪雨においても、一部の地域で一時滞在施設が不足する事態となった。

民間施設を含む一時滞在施設の更なる確保を促進するため、必要な支援を行うとともに、帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

また、帰宅困難者が特定の駅周辺に集中することを防ぐため、駅周辺における滞留状況や一時滞在施設の開設状況等を鉄道事業者、自治体及び施設管理者等の間で共有し、鉄道利用者及び駅周辺の滞留者への速やかな情報提供を行うなど、連携して対応できる仕組みの構築を支援するとともに、一時滞在施設における備蓄物資の充実を促進するために必要な措置を講ずること。

さらに、豪雨による道路の冠水等により、一時滞在施設への移動に危険が伴う場合には、駅や商業施設等において、利用者が安全を確保できる場所にとどまっていただくための仕組みづくりなど、災害の状況に応じた柔軟な対応が必要である。このため、施設管理者等が講ずべき措置や関係機関との連携のあり方を国のガイドライン等に明確に位置付けるとともに、鉄道事業者や民間事業者等に対し、その実施に向けた必要な働きかけを行うこと。

（アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策）

2　アンダーパス等で道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じた。

車両進入防止対策、排水機能及び監視機能等の強化など、地域の実情や施設特性に応じた冠水事故防止対策に必要な財政措置を講ずること。

（災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進）

3　今般の豪雨においては事前の予測が困難な中、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となったことを踏まえ、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に情報発信する必要がある。

線状降水帯の発生に係る情報や、これに伴う不要不急の外出や車両移動を極力控えること、公共交通機関の運休時には安全な場所にとどまることの重要性など、命を守るために必要な行動を後押しする情報を適時的確に発信する仕組みを整えるとともに、国民や企業に向けた「一斉帰宅抑制」の情報発信を強化すること。

また、平時から、新たな気候環境に適応した行動の必要性について、広く周知・啓発を図り、自らリスクを察知し適切な判断やリスク回避行動につなげることができるよう、国民の行動変容を促すとともに、自助・共助の意識向上に向け、全国的な普及啓発に取り組むこと。

（被災車両への対応）

4　今般の豪雨では、道路冠水の影響により、単一の豪雨災害としては全国的にも類を見ない規模の被災車両が発生し、国道・県道・市町村道の交通に支障を来し、緊急車両等の通行はもとより、日常生活の早期復旧にも支障を来した。

災害時の被災車両等の移動は、緊急車両等の通行を確保するための道路啓開に不可欠な災害応急対策であるものの、現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、レッカー車や積載車等による被災車両の移動・撤去・保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることから、財政支援の仕組みを構築すること。

また、車両撤去や所有者の特定に時間を要することから、迅速に撤去や所有者への引き渡しが行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの各種支援の拡充に加え、所有者情報を速やかに把握する仕組みを構築すること。

（ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応）

5　建物内の電気設備の浸水被害等により、厳しい暑さの中、多数の集合住宅

でライフラインの回復に１か月以上を要するといった状況が生じた。

これを踏まえ、止水板の設置や耐水化等の建築物の浸水対策に係る助成制度における補助対象要件の緩和や、財政措置の拡充を講じるとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の普及促進に向けて、積極的に取り組むこと。

また、電源の喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等においては、柱や壁等に明らかな損壊が見られずとも、ライフラインの被害状況により事実上居住が困難になる実態を踏まえ、集合住宅等の被害実態をより適切に反映できるよう、住家の被害認定のあり方の見直しを行うこと。

（被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化）

６　今般の豪雨では、医療機関及び社会福祉施設等において浸水被害が発生し、電気設備、給排水設備及び空調設備等の重要設備の機能停止により、入院患者や施設入所者の生命や健康の維持、継続的なサービス提供に重大な影響が生じた。また、浸水想定区域外の施設においても被害が発生したことから、こうした施設については、浸水想定区域の内外を問わず対策を講じることが必要となっている。

このため、医療機関及び社会福祉施設等における利用者の安全確保及び事業継続を図るため、止水板の設置や重要設備の高所移設等の浸水対策に係る交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。

また、被災した医療機関及び社会福祉施設等の円滑な復旧及び事業継続を図るため、応急対策、利用者の移送、必要物資の調達、応援職員の派遣その他必要な取組に対する財政支援の充実を図ること。

（災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実）

７　現行の災害救助法は、今般の豪雨のような大規模な都市型水害を十分に想定したものになっておらず、その適用にあたっては、災害救助費の対象外となった経費があるなど、被災自治体や応援自治体における負担となっている。

また、多数の住家に浸水や土砂流入による被害が生じ、被災者の生活再建に向けて、住まいを迅速に確保することが喫緊の課題となっており、現行制

度では、被災者が早期復旧のため自ら住宅を修理した場合に応急修理制度の対象とならないほか、賃貸型応急住宅についても利用可能な空き物件があっても家賃上限額を超える場合には活用できないなど、被災者や地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。

さらに、現状の水害における国の住家被害認定基準では、浸水により床、内壁、建具設備等に汚損や劣化などの被害が生じ、住宅の機能が大きく損なわれている場合であっても、柱や基礎等の構造部位には物理的な損傷が現れにくいことから、実際の被害の程度が住家の損害割合に十分に反映されず、「半壊」にとどまることが多い。

このため、修繕や家財の買替えなどに多額の負担を要する場合であっても、被災者生活再建支援法による支援金の対象とならないケースが生じている。

こうした状況に加え、近年の災害の激甚化・頻発化や、社会経済情勢、住環境及び被災者ニーズの変化を踏まえ、被災者の速やかな生活再建を支える制度となるよう、災害救助法については、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の拡大などの抜本的な見直しを行い、地方自治体による自主的かつ弾力的な運用を可能にすること。

具体的には、被災者の住まいの確保に向け、住宅の応急修理や賃貸型応急住宅について、被災者や地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。また、その入居に必要な設備の設置に係る費用、浸水家屋等において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費を対象とするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費については、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用を対象に含めるなど、範囲を拡大すること。加えて、電源喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等の居住者に対し、生活環境を確保する必要があるため、ヘッドライト、ＬＥＤランタン等の物資供与に係る経費等、災害救助法の適用対象とされていない経費についても国庫負担の対象とする等、必要な財政措置を講ずること。

さらに、水害における住家被害認定については、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

加えて、近年、豪雨や長雨等による災害が頻発していることに鑑み、短期

間に複数回被災した被災者の負担を軽減する支援の仕組みについても検討すること。

（都市型水害対策の強化）

8　今般の豪雨では、1時間当たりの降水量が100ミリを超えるなど、河川・下水道等の施設の整備水準を大幅に超えたため、広い範囲で浸水被害が発生した。

このような都市型水害に備えるため、密集市街地で河道拡幅等が困難な地域における大規模な地下貯留施設の設置に向け、国として主体的に取り組むこと。

併せて、都心部では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、民間企業による貯留施設の設置が促進されるよう財源措置を拡充するなどの見直しを行うこと。

さらに、国土交通省が新たに設置した水災害調査・対策検討委員会の提言等も踏まえ、都市型水害の対策の在り方について、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、通常予算とは別枠で財源を確保するなど、所要の財政措置を講ずること。

令和８年　月　日

内閣府特命担当大臣（防災）	細　野　豪　志　様
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中　司　　宏　様
総　　務　　大　　臣	藤井比早之　様
厚　生　労　働　大　臣	上野賢一郎　様
経　済　産　業　大　臣	赤　澤　亮　正　様
国　土　交　通　大　臣	井　林　辰　憲　様

九都県市首脳会議

座　長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人